

帯広市退職職員の再就職に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市を退職した職員が市の関与団体に再就職する際の制限等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 退職職員 市から退職する時に次に掲げる職にあった者をいう。
 - ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第3項に規定する特別職のうち常勤のもの（公選による職を除く。）
 - イ 法第3条第2項に規定する一般職の職員のうち課長補佐以上の職
- (2) 関与団体 次に掲げる団体のうち別表に掲げる団体とする。
 - ア 本市の出資又は出せん比率が25%以上の団体
 - イ その他、市の関与が深い団体として市長が別に定めるもの

(在職期間の制限)

第3条 退職職員が関与団体に再就職する際の在職期限は、退職職員が65歳に達した日の属する年度の末日又は再就職後5年を経過する日の属する月の末日のいずれか早い日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、関与団体が定める在職期限が同項の在職期限より前に到来する場合にあっては、関与団体が定める在職期限によるものとする。

(給与等の制限)

第4条 再就職した退職職員が、関与団体で受けることとなる給料、諸手当その他の勤務条件については、その職員の当該関与団体における職務の内容、責任、勤務日数等を勘案し、社会通念上、適正な額と考えられる額及び条件を限度とする。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

番号	関与団体名
1	帯広市土地開発公社
2	一般財団法人 帯広市文化スポーツ振興財団
3	株式会社 帯広市農業振興公社
4	公益財団法人 帯広市休日夜間急病対策協会
5	公益財団法人 とがち財団
6	社会福祉法人 帯広市社会福祉協議会
7	公益社団法人 帯広市シルバー人材センター
8	一般社団法人 帯広観光コンベンション協会
9	一般社団法人 帯広物産協会
10	一般社団法人 帯広消費者協会